

26GHz帯における5G普及のための 価額競争実施指針案について (概要)

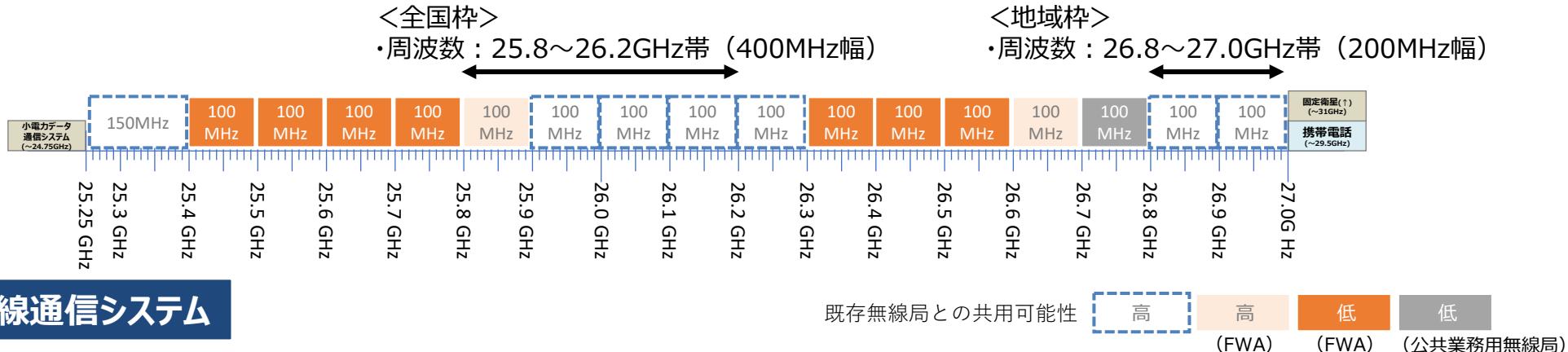
令和7年12月
総合通信基盤局
移動通信課

26GHz帯における周波数割当てについて

- 利用意向調査において一定の利用意向が示された**26GHz帯**について、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を、今回の価額競争による割当の対象とする。
- 「全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開」、「地域のエリアを選択的に整備」の双方のニーズに応じるため、**全国枠と地域枠を1枠ずつ設け、全国枠の周波数を400MHz幅 (25.8~26.2GHz)、地域枠の周波数を200MHz幅 (26.8~27.0GHz)**とする。
- 地域枠**については、**市町村を割当区域**※とする。
※ 特別区については、23区を1つの区域とする。
- 新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、**地域枠は、新規事業者・地域事業者向けの専用枠**とする。

割り当てる周波数

- 25.8~26.2GHz : **全国枠** (全国が割当区域)
- 26.8~27.0GHz : **地域枠** (市町村が割当区域 × 新規事業者・地域事業者向けの**専用枠**)



無線通信システム

- 第5世代移動通信システム（5G）

認定期間

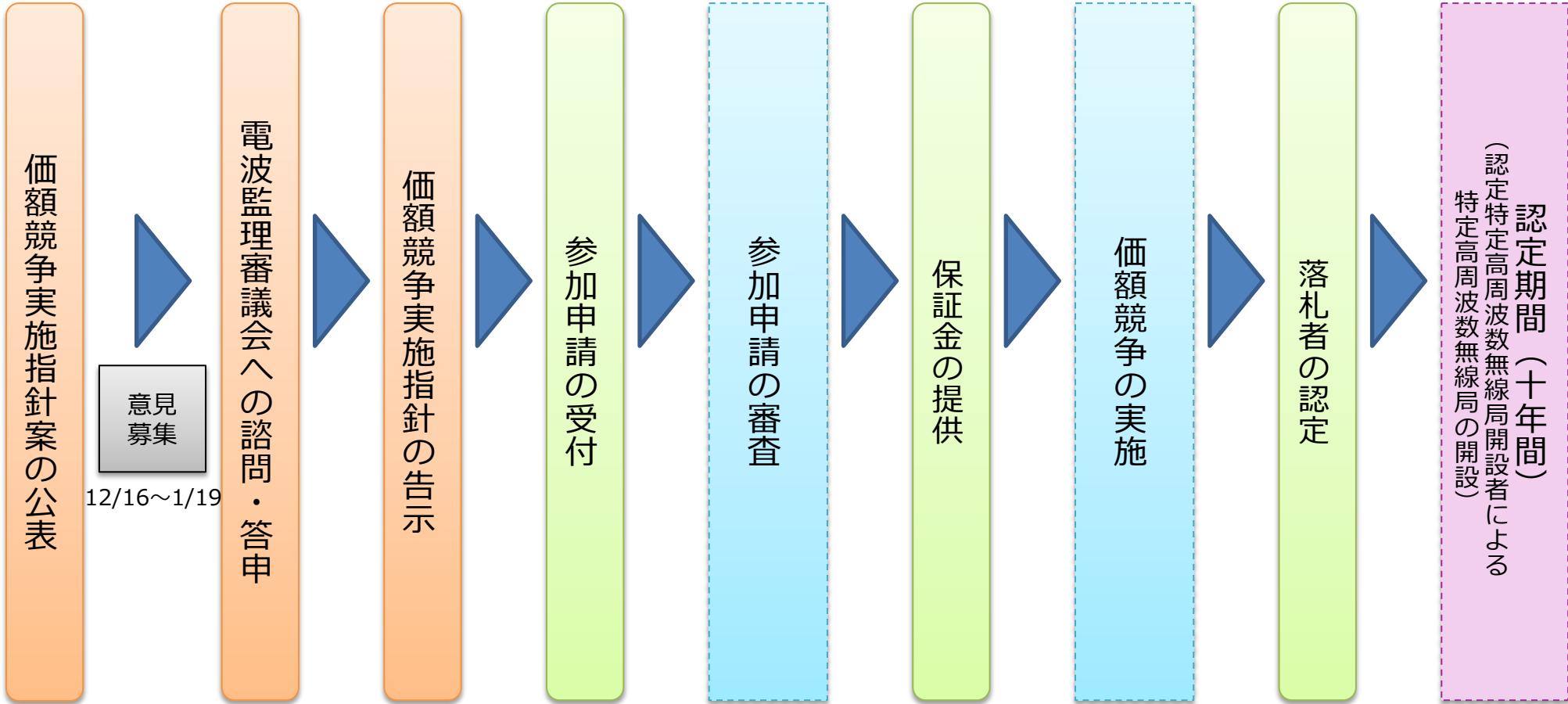
- 特定高周波数無線局の認定の有効期間は、**10年間**

26GHz帯の価額競争による割当てに向けた主な流れ

2

2025年
12月15日

2026年
冬頃



参加者の資格の主な審査事項

価額競争の公正な実施の確保

申請者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第5条第3項各号に掲げる者※1のいずれにも該当しないこと ※1 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 等
	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠にあっては、同一グループの企業※2から複数の申請がないこと 等 ※2 ①1/3以上の資本関係(議決権ベース)を有する者、②1/5以上の資本関係(同)を有し、ローミング等によりネットワークを一体的に運用している者、③代表権を有する役員が兼任である者、④役員の過半が兼任である者
談合等防止	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、希望する周波数・区域、入札金額その他価額競争に関する意向について、①他の申請者に対して情報の提供、協議、調整等をすること、②第三者に対して秘密保持に関する契約を締結せずに情報の提供をすることを行ってはならない 申請者は、上記の行為を行った場合又は申し出られた場合には、直ちに総務大臣に報告すること
地域枠の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域枠にあっては、申請者が既存全国事業者※3ではないこと ※3 本価額競争実施指針の施行日に既に存在する携帯電話事業者及び全国BWA事業者である免許人 等

特定高周波数無線局の運用に必要な能力の確保

整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の設備調達及び設置工事を着実に実施するための対策※4
	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の運用・保守管理に必要な技術要員・電気通信主任技術者・無線従事者を確保するための対策
安全・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策※4 ※4 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和7年度版)」(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護のための対策及び当該対策を実施するための体制整備
混信対策	<ul style="list-style-type: none"> 他の無線局等※5に対する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制整備 ※5 全国枠:FWAの無線局、衛星間通信を行う人工衛星局、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務を行う人工衛星局と一体として運用される受信設備 等 地域枠:FWAの無線局、衛星間通信を行う人工衛星局、電気通信業務を行う人工衛星局、他の地域枠の5G無線局、28GHz帯の5G無線局、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務を行う人工衛星局と一体として運用される受信設備 等

最低落札価額の設定及び保証金の提供

最低落札価額

- 諸外国のオークション結果を参考して算定した周波数の経済的価値に基づき最低落札価額を設定。
- 最低落札価額（10年間）については、**全国枠**（400MHz幅）は**39.3億円**、**地域枠**（200MHz幅）は**4千円～2.8億円**。

〔最低落札価額の算定方法〕

諸外国の5Gオークション落札額

第一段階補正

- 諸外国の5Gオークション落札額について、共通の周波数幅(100MHz幅)・免許期間(10年間)・経済規模(1兆ドル)に補正

第二段階補正

- 第一段階補正で得られた金額について、我が国の周波数割当て（周波数幅、認定期間、経済規模）を踏まえて補正

補正後の参考金額

標準的な金額：補正後の参考金額の平均値±10%

最低落札価額：標準的な金額の下限額の1/2を基本として設定

〔地域枠の最低落札価額※1、2〕

人口	区域数	最低落札価額		
		最大	最小	平均
500万～	1	2億8,000万円		
100万～500万	11	4,800万円	1,500万円	2,700万円
10万～100万	250	1,700万円	57万円	350万円
1万～10万	926	270万円	5.9万円	52万円
～1万	531	20万円	0.4万円	6.4万円

※1 地域枠の各区域の最低落札価額は、全国枠の最低落札価額に周波数幅の比(1/2)を乗じた上で、各都道府県の県内総生産及び各市町村の人口の比率に応じて算出。

※2 区域の全部が既存無線システムとの干渉調整が発生し得る場合、当該区域に共用係数(1/2)を乗じる。

保証金の提供

- 申請者は、参加資格の審査を経た後、**保証金を提供**しなければならない※1。
- 提供する保証金の金額は、単位ごとに**最低落札価額の10%の金額**とする※2。

※1 提供した保証金は、価額競争が終了した後、返還される。ただし、談合行為等の価額競争の公正を害すべき行為を行った者に対しては返還しない(国庫に帰属)。なお、落札者については、返還に代えて、初年度の落札金の納付に充当することができる。

※2 参加者は、提供した保証金の金額に応じて、初回のラウンドでの入札に必要なポイント数を得ることができる(保証金100円につき1ポイント)。単位(枠×区域)ごとにポイント数が設定(各単位の最低落札価額について1,000円につき1ポイント)されているため、参加者は、入札を希望する単位(枠×区域)及びその設定されているポイント数を踏まえて、提供すべき保証金の金額を決定する必要がある(6ページ参照)。

価額競争の実施(概要)①

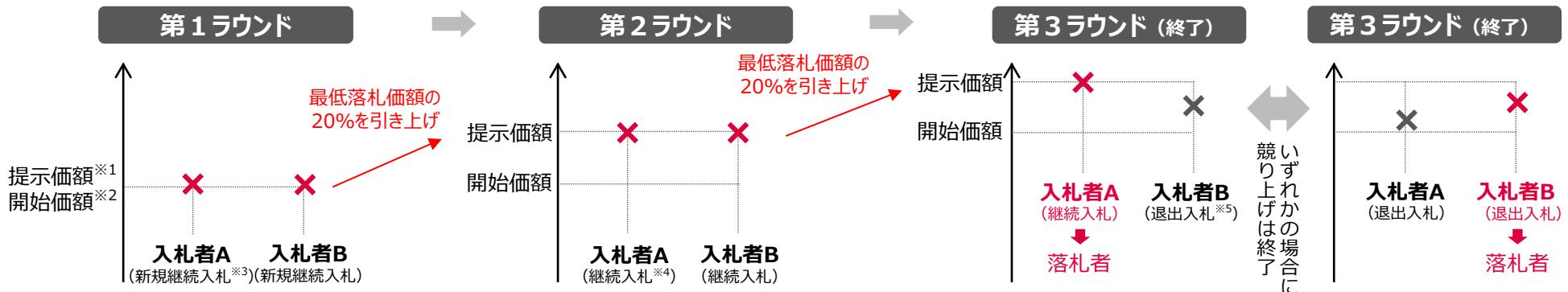
同時時計オーケション

- ・ 総務省が各単位^{※1}について金額を提示（提示価額）し、参加者は入札の有無を判断する。
- ・ 総務省は、2者以上の入札^{※2}があった単位について、最も高い金額を入札^{※2}した者が1者以下となるまで、提示価額を1ラウンド当たり最低落札価額の20%ずつ引き上げていく。
- ・ 参加者は、提示価額で入札^{※2}したラウンドの次のラウンド以降、提示価額で入札しないと判断した場合、前ラウンドの提示価額（現ラウンドの開始価額）以上、現ラウンドの提示価額未満の金額を入札する（退出入札）。
- ・ ある単位において最も高い金額を入札（退出入札を含む）^{※2}した者が1者となった場合、当該入札者が暫定落札者となる。
- ・ 全ての単位について最も高い金額を入札^{※2}した者が1者以下となった場合、価額競争を終了し、暫定落札者を落札者とし、当該暫定落札者が入札した金額を落札額とする。

※1 全国枠:1単位、地域枠:1,719単位(1,719区域)の合計1,720単位を入札の対象とする。

※2 特定入札(①各単位において最も高い金額を申し出た入札であること、②入札の対象単位の単位ポイント数を合計したときに各参加者の保有するポイント数を超えない範囲に収まることのいずれも満たすように選定された入札をいう。)である必要がある(入札ポイント制については次ページを参照。)。

〔具体的なイメージ〕※1つの単位に対して参加者（2者）が入札を行い、第3ラウンドで終了した場合の例



価額競争の実施(概要)②

積極的な入札行動を促すためのルール（入札ポイント制）

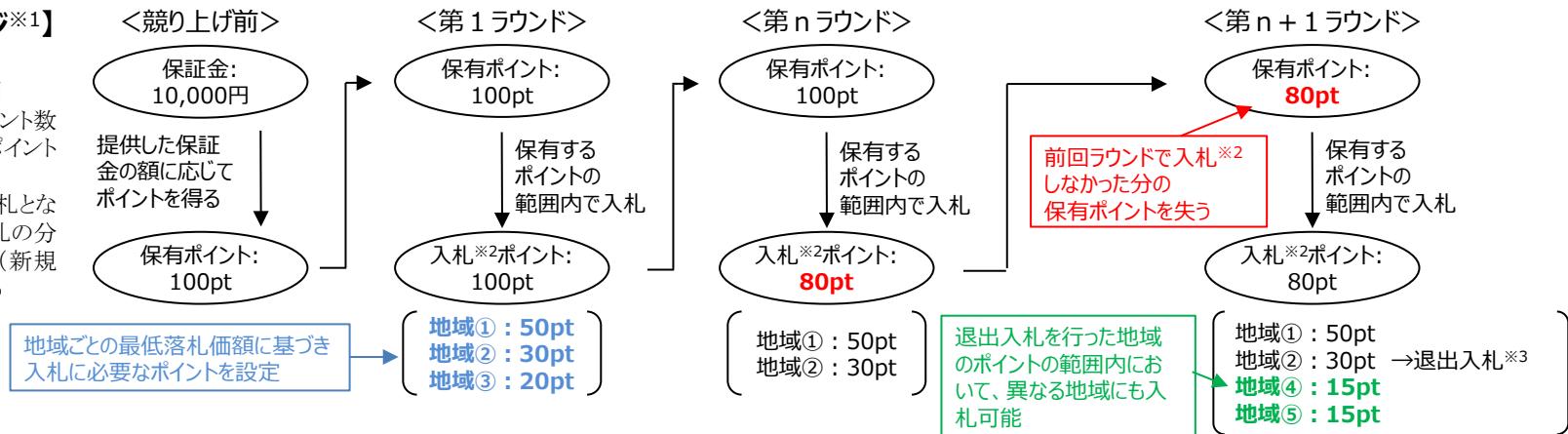
- 積極的な入札行動を促すためのルールとして入札ポイント制を採用する。
- 入札者は、事前に提供した保証金の金額に応じて、初回の入札に必要なポイントが与えられる（保証金100円につき1ポイント）。
- 各単位の入札に必要なポイントは最低落札価額に基づき設定されており（最低落札価額1,000円につき1ポイント）、入札者は、各ラウンドにおいて、自らが保有するポイントを超えないように入札する。
- 参加者は、各ラウンドにおいて入札（特定入札）を行わなかった分のポイントは、これを失う。

【入札ポイント制のイメージ※1】

※1 ポイント数、ラウンド数等は例

※2 特定入札の対象単位のポイント数の合計が次のラウンドの保有ポイントとなる。

※3 ただし、退出入札が特定入札とならなかった場合に当該退出入札の分のポイントを現ラウンドの入札（新規継続入札）に充てることができる



暫定落札の撤回

- 地域枠のみ暫定落札の撤回を1回に限り可能とする。
- 2以上の単位に入札し、競合入札により暫定落札できなかった単位が1以上生じた場合において、当該暫定落札できなかった単位と市町村が隣接している単位に限り、撤回を認めることとする。
- 撤回が行われた単位の提示価額は、撤回が行われたラウンドの開始価額とする。

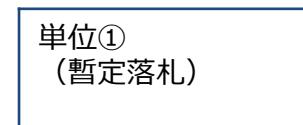
【暫定落札の撤回のイメージ】

(入札地域が隣接する場合)

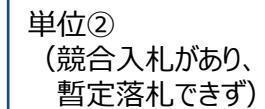


↓
単位①の暫定落札の撤回は可能

(入札地域が隣接していない場合)



↓
単位①の暫定落札の撤回は不可能



競争阻害的な行動を抑止するためのルール

競争阻害的な行動を抑止するためのルール

- ・談合等の競争阻害的な行動を抑止するため、①情報交換・取決めの禁止、②共同入札の禁止、③適正な情報開示に関するルールを導入する。

①情報交換・取決めの禁止

- ・申請者間で価額競争に関する情報交換や取決めを行ってはならない



- ・誓約書の提出
- ・総務省への通報義務

②共同入札の禁止※

- ・全国枠について資本関係を有する等の関係事業者が共同して入札する行為を禁止



- ・価額競争の参加申請にあたり、資本関係、役員の兼任先、関係法人等の情報を提出

③適正な情報開示

- ・個別の入札者の特定につながる情報（名称や入札先等）は、価額競争が終了するまで非開示
- ・各ラウンドにおける入札数等の入札情報について各ラウンドの終了後に参加者に対して開示

※ 地域枠については、落札者（認定特定高周波数無線局開設者）が遵守しなければならない条件において、既存全国事業者の同一グループ企業である落札者が当該既存全国事業者が提供するサービスの補完として周波数を利用することを禁止している。

価額競争の公正を害すべき行為を行った場合の措置

- ・価額競争の公正を害すべき行為を行った場合、以下の措置を講じる。

- 価額競争の参加資格の取消し
- 特定高周波数無線局の開設の認定の取消し
- 今後の特定基地局の開設計画の認定又は価額競争の参加資格の審査における考慮事項となること
- 保証金の不返還
- 電波法第109条の5の規定に基づく罰則の適用

認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない主な条件

①特定高周波数無線局の開設

無線局開設期限	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠：認定日から起算して3年を経過した日までに特定高周波数無線局を開設すること 地域枠：認定日から起算して5年を経過した日までに特定高周波数無線局を開設すること
ネットワーク展開	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠：全ての都道府県に特定高周波数無線局を展開※1すること <p>※1 認定日から起算して9年を経過した日までに全ての都道府県において1局以上の特定高周波数無線局を開設</p>

②特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用の確保

整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の設備調達及び設置工事を着実に実施するための対策※2を講じること 特定高周波数無線局の運用・保守管理に必要な技術要員・電気通信主任技術者・無線従事者を確保するための対策を講じること
安全・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策※2を講じること <p>※2 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和7年度版)」(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること</p>
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護のための対策及び当該対策を実施するための体制整備を講じること
混信対策	<ul style="list-style-type: none"> 他の無線局等※3に対する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制整備を講じること <p>※3 「参加者の資格の主な審査事項」(P3)と同じ。</p>

③その他の事項

公平性・競争促進	<ul style="list-style-type: none"> 全国枠：既存全国事業者に事業譲渡等をしないこと及び既存全国事業者と同一グループの企業※4とならないこと 地域枠：既存全国事業者に事業譲渡等をしないこと ：既存全国事業者と同一グループの企業※4である認定特定高周波数無線局開設者は、ローミング提供その他により当該既存全国事業者が提供するサービスを補完することを目的として、又は実質的に補完する形で特定高周波数無線局を運用してはならないこと <p>※4 「参加者の資格の主な審査事項」(P3)と同じ。ただし、既存全国事業者以外の認定特定高周波数無線局開設者にあっては②を除く。</p>
定期報告	<ul style="list-style-type: none"> 特定高周波数無線局の開設状況、条件の遵守状況等を定期的に報告しなければならない <p>※5 全国枠:四半期ごと(認定日から3年間は半期ごと)、地域枠:半期ごと(認定日から5年間は年度ごと)</p>